

# 関係議員各位

## 消費税税率引き上げに反対し、 税制改革関連法案の見直しを求める陳情書

1994年11月14日

全国青年税理士連盟  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木ビック303号  
会長 岩田俊一

当連盟は、全国の若い税理士約3000名で組織されている団体であり、

税の専門家として、真に国民から信頼される税理士制度の確立のために活動を行っております。

さて、現在国会におきまして税制改革関連法案が審議中ですが、

当連盟では法案の中で消費税税率の引き上げ等の改正案につき別紙の意見書の主旨により、反対の意見を表明いたしますので、税制改革関連法案の修正を陳情いたします。

1994年11月14日

全国青年税理士連盟  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン303号  
会長 岩田俊一

## 税制改革関連法案に対する意見書

当連盟は、村山総理を首班とする連立政権が本年9月に「税制改革大綱」（以下「大綱」と言う）を発表し、これに續いて現在国会で審議されております「税制改革関連法案」（以下「改革案」と言う）におきまして、消費税率の引き上げを含めた改革案に対し以下の理由から反対と考えますので、意見を具申いたします。

### 記

今回の大綱において連立政権は「活力ある豊かな福祉社会の実現」を目指すため、「福祉・行政・税制三位一体の改革」を提言しているが、次に掲げるよう改革案は矛盾、欠陥がある。

また、行政改革においては基本方針は出されてはいるが具体的な数値目標も提示せず、福祉においては短期的な施策の措置のみの提示にとどめ、唯一税制においてだけ平成9年度からの具体的な増税施策を講じていることは、「三位一体の改革」を唱えるのであれば、国民に対して理解を求めるには不十分と考える。

「三位一体の改革」を真に成功させるためには、法案の審議を性急に進めることなく、行政並びに福祉の数値目標の提示等のより具体的な施策の審議と並行して検討し、更には消費税率の引き上げを白紙に戻すべきである。

### 1. 高齢化社会のための税制の議論

「少子化・高齢化社会」のための税制には、「所得・資産・消費の課税のバランス」が必要という思想で大綱は主張しているが、予測される我国の少子化・高齢化社会においても、例えば2010年においての総人口を就業者で割った人数は1990年の1.98人に変わらない1.93人であるという統計上の試算があるのでかわらず、高齢化社会の危機を強調し、単に税収確保の手段として、課税標準の形態の違う税制のバランスを尊重する議論は意味をもたない。

## 2. 所得税減税の効果への疑問

現行税体系が続くならば生産年齢人口の減少等によって、勤労世代の税負担が過重になり、ひいては勤労意欲、事業意欲を阻害し経済活力を削ぐことになりかねないとある。しかし、改革案の所得税減税は最高税率の到達点を現行より高い金額に移すことにより、課税最低限の引き上げは基礎控除で3万円に留めたにすぎない。

これでは減税の最大の恩恵を受けるのは現行の最高税率適用所得を有する者となり、2年後の消費税税率引き上げにより全給与所得者の約9割に当たる給与収入年800万円以下の者はすべて差し引き増税となることから、勤労世代としての中堅所得者層負担累増感の緩和、低所得者層に対する配慮とはなり得ない。

## 3. 消費税の逆進性の克服

消費税の逆進性の問題について具体的には課税最低限の引き上げを提示したのみで、社会保障制度等の充実を主張しているがこれについて何ら具体的な措置を提示しないで、消費税の逆進性の欠陥を是正したとはいえない。

## 4. 消費税の欠陥是正が新たな不公平を生むこと

消費税の改革として国庫不入という「益税」の欠陥の是正を目指し、ひとつは簡易課税の上限の引き下げを掲げているが、簡易課税がその創設時に目的とした中小事業者の計算事務負担の軽減を阻害し、92年の実績で新たに約7万件の納税義務者が本則課税に移行し、多大な納税コスト負担を強いられることになる。

また、限界控除の廃止も掲げているが、これについては現在課税業者となっているすべての納税義務者は課税期間に免税点である課税売上3000万円を満たない場合でも消費税の申告納税を強いられ、免税業者との比較で不公平感が増大することは避けられない。

これらの改正は、徴税コストの関係から現行の消費税の申告納税義務者の増加をさせずに、消費税収を増加させることを目的としており、消費税税率の引き上げにより納税額が増大するとともに、中小事業者の負担をより増大させ、新たな不公平税制を生み出すこととなる。

## 5. 税負担と社会保障負担を合わせた国民負担の議論

税負担とあわせて社会保障負担を含めた国民負担率の議論をせず一方的に年金財源の面を重視し、年金改革法案を成立させ、年金保険料の増額を確定させてい

ることには重大な問題がある。

## 6. 具体的な財源としての行政改革

行政改革において掲げられた基本方針のうち、公共投資の見直し、補助金等の整理合理化、特殊法人の整理合理化、行政組織・公務員制度の改革の具体的な改革案とそれによる歳出の削減案を国民に提示した上で税制の論議を進めることは国民の理解を真に得るために必要である。

## 7. 応能負担原則の堅持と他の不公平税制の是正

わが国は長年にわたり国民の負担能力に応じて課税する「応能負担の原則」を課税の公平原則の中心としてきた結果、世界有数の高水準の所得を得る中で、貧富の差が比較的小さな社会を形成するに至っている。そのことは、租税による富の再分配が有効に機能してきたことを示し、わが国のあるべき未来の姿を望む上でも尊重すべき原則であろう。大綱においても「税体系については、これまで通り応能原則を旨とする個人所得課税を基幹税制と位置づけ」とこの「応能負担の原則」を尊重している。

従って、消費に対して担税力の弱い低所得者層や教育費、生活費等の消費の多い勤労世代に対して、消費税税率の引き上げによる税負担を増加させるのではなく、担税力に応じた所得課税の税体系が真に公平な税制として堅持することが未来のわが国を考える意味で必要であり、その上で利子・配当所得や土地・有価証券の譲渡所得の総合課税化、大企業の優遇税制（租税特別措置）の見直しなどの不公平税制の是正を実施し、安易な税収確保は慎むべきである。